

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険資格事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、国民健康保険資格事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和6年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格事務
②事務の概要	<p>国民健康保険被保険者の資格について、加入、喪失、証の発行等を行う事務。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①被保険者又は被扶養者に係る申請等を受理・審査する。 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等を発行する。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>①被保険者又は被扶養者に係る申請等に関する住民票関係情報の照会。 ②被保険者又は被扶養者の資格の得喪に関する情報の照会。 ③他機関から番号法別表第二に基づく照会があった際は、医療保険被保険者等資格に関する情報の提供。</p> <p>※国民健康保険資格事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会又は提供を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。国保総合PCのファイル転送機能を用いて被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。</p> <p>②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。国保連合会が当市から受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。</p>
③システムの名称	国民健康保険、中間サーバー、団体内統合宛名、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（国保連合会に設置の国保総合システムサーバー群と当市に設置の国保総合PCで構成）、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>

②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (1、2、3、4、5、80の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (42の項)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第43条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25条</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 TEL092-408-3359
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 TEL092-408-3359

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	5. 評価実施機関における 担当部署 ① 部署 ② 所属長	健康福祉部 国保年金健康課 国保年金健康課長 石橋 小百合	住民生活部 住民課 住民課長	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町	福岡県 那珂川市	事前	
平成30年10月1日	I - 7 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那 珂川町役場 住民生活部 住民課 TEL:092-	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 住民生活部 住民課 TEL:092-408-3359	事前	
平成30年10月1日	I - 8 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那 珂川町役場 住民生活部 住民課 TEL:092-	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 住民生活部 住民課 TEL:092-408-3359	事前	
令和1年6月30日	I - 5① 部署	住民生活部 住民課	市民生活部 市民課	事後	
令和1年6月30日	I - 5② 所属長の役職名	住民課長	市民課長	事後	
令和1年6月30日	I - 7 請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 住民生活部 住民課 TEL:092-953-2211	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 市民生活部 市民課 TEL:092-953-2211	事後	
令和1年6月30日	I - 8 連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 住民生活部 住民課 TEL:092-953-2211	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 市民生活部 市民課 TEL:092-953-2211	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和2年8月1日	I - 1②事務の概要	国民健康保険被保険者の資格について、加 入、喪失、証の発行等を行う事務。 【番号法別表第一に関する事務】 ①被保険者又は被扶養者に係る申請等を受 理・審査する。 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受 給者証等を発行する。 【番号法別表第二に関する事務】	国民健康保険被保険者の資格について、加 入、喪失、証の発行等を行う事務。 【番号法別表第一に関する事務】 ①被保険者又は被扶養者に係る申請等を受 理・審査する。 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受 給者証等を発行する。 【番号法別表第二に関する事務】	事後	
令和2年8月1日	I - 1③システムの名称	国民健康保険、中間サーバー、団体内統合宛 名	国民健康保険、中間サーバー、団体内統合宛 名、次期国保総合システムおよび国保情報集 約システム(国保連合会に設置の国保総合シス テムサーバー群と当市に設置の国保総合PCで 構成)、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年8月1日	I - 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2.番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条	1.番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2.番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 【オンライン資格確認の準備業務】 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (1、2、3、4、5、80の項) (別表第二における情報照会の根拠)	1.番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (1、2、3、4、5、80の項) (別表第二における情報照会の根拠)	事後	
令和2年8月1日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	(委託する) 2)十分である	事後	
令和3年2月26日	II-1 対象人数	平成31年3月31日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月26日	II-2 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和6年1月26日	II-1 対象人数	評価対象の事務の対象人数の集計時点 令和5年1月1日	評価対象の事務の対象人数の集計時点 令和6年1月1日	事前	国保中央会から事前に送付された資料により集計したもの
令和6年1月26日	II-2 取扱者数	特定個人情報保護ファイル取扱者数の集計時点 令和5年1月1日	特定個人情報保護ファイル取扱者数の集計時点 令和6年1月1日	事前	国保中央会から事前に送付された資料により集計したもの